

# 和木町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について

## 1 趣旨

新型インフルエンザ等感染症の発生時、町民の命と健康を保護し、町民生活や社会経済への影響を最小に抑えるため、平成26年9月策定の現行計画について、令和6年7月の政府行動計画の改定を踏まえた抜本的な見直しにより、平時からの備えの充実や感染症有事におけるまん延防止等の具体的対策の強化を図る。

### 【位置づけ】

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づく市町村行動計画
- ・ 政府行動計画と同様に、想定される有事に適切な対応を行うため、平時から様々な対策の選択肢（メニュー）を記載
  - 感染症有事においては、ウイルスの特性等に応じた国、県の基本的対処方針を踏まえ、町行動計画の該当メニューに沿って具体的対策を実施

## 2 計画期間

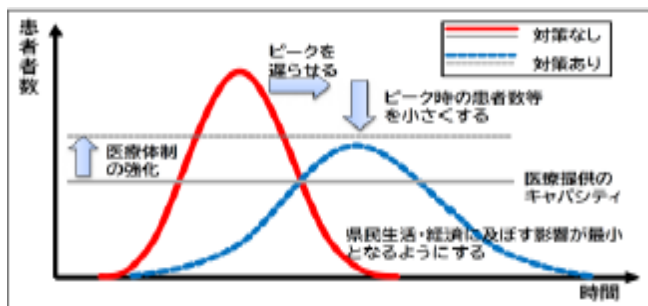
令和7年度～（政府行動計画の見直しと併せ、概ね6年ごとに変更）

## 3 改定町行動計画のポイント

政府行動計画及び国、県の指針等に沿って、新型コロナ対応の経験を踏まえた対策項目の充実や感染状況に応じた機動的な対策の切り替え等を規定

### ○感染症有事シナリオの再整理

- ・ 長期間の感染拡大や幅広い病原体による感染症危機を想定
- ・ 政府行動計画に準じ、シナリオを準備期（平時）、初動期（海外発生期）、対応期（封じ込め期～感染拡大期～対応力向上期～収束期）に設定



### ○対策項目と平時の備えの拡充

- ・ 従前からの対策項目（サーベイランス、医療等）に、新たにリスクコミュニケーションを始め、治療薬・治療法や検査、保健体制等を追加（6項目→13項目）
  - 対策項目ごとに、有事シナリオ区分を準備期、初動期、対応期に設定の上、特に、平時である準備期の取組みを充実

・町民等へのさらなる理解促進と、平時の訓練等を通じた点検・改善  
→感染症予防計画や第8次保健医療計画（新興感染症）等の施策を反映。以下の13項目のうち太字の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

#### 【対策項目】

- ① **実施体制**
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ **情報提供・共有、新リスクコミュニケーション**
- ⑤ 新水際対策
- ⑥ **まん延防止**
- ⑦ **新ワクチン**
- ⑧ 医療
- ⑨ 新治療薬・治療法
- ⑩ 新検査
- ⑪ **新保健**
- ⑫ **新物資**
- ⑬ **町民生活及び町民経済の安定の確保**

#### ○感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

・感染拡大や対応力向上等の状況変化に応じた科学的根拠に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え

→感染まん延に伴う緊急事態宣言等の強制力の強い対策も予め規定

#### ○専門家への意見聴取、本町における新型コロナ対応状況の反映 等

平時から対応準備を進めるとともに、感染症有事の際には、国が病原体の性状等に基づき策定する「基本的対処方針」を踏まえ、本行動計画に基づき、感染拡大状況に応じた必要な対策を実施

## 4 対策項目の概要

別紙のとおり

## 5 策定経過等

令和7年7月 町健康づくり推進協議会へ素案報告  
関係団体等からの意見聴取  
8月 県へ最終案報告  
9月 町議会へ報告及び策定

## 【和木町新型インフルエンザ等対策行動計画】対策項目の概要について

### ○法的根拠新型インフルエンザ等対策特別

措置法第 8 条

### ○目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する 2. 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようになる

○具体的な対策項目を発生段階（準備期、初動期、対応期）に応じて 13 項目に分類。

うち太字の 7 項目を町行動計画の主な対策項目とする。

| 対策項目                                    | 内 容                                                                                                                     |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 実施体制                                  | ・ 平時から県、関係機関等との情報共有や訓練を通じた連携強化<br>・ 専門家の意見等を踏まえた実施体制の強化<br>・ 感染状況に応じた法に基づく総合調整の実施等による対策の迅速かつ的確な実施                       |
| ② 情報収集・分析                               | ・ 県、関係機関等との情報連携ネットワークの構築<br>・ DX 推進による迅速かつ正確な情報収集と分析能力の向上<br>・ 感染症対策の判断に資する町民生活や経済活動の状況把握                               |
| ③ サーベイランス                               | ・ 平時からサーベイランス実施体制を構築するとともに、感染症有事には状況に応じたサーベイランス実施体制への移行等を判断<br>・ 県内感染確認後には、適切なサーベイランス実施体制への移行や病原体のリスク評価に基づく柔軟な感染症対策へと切替 |
| ④ 情報提供・共有、<br><del>図</del> リスクコミュニケーション | ・ 平時から町民が必要としている情報を把握し、町民が適切に判断・行動できるような双方向コミュニケーションの環境整備<br>・ 感染症有事における正しい情報の発信や理解促進による町民のリスク軽減                        |
| ⑤ <del>図</del> 水際対策                     | ・ 感染症発生時、関係機関連携による国内（県内）への病原体侵入阻止                                                                                       |
| ⑥ まん延防止                                 | ・ 医療提供体制の維持・継続を目的とした適切なまん延防止対策の実施による感染拡大（スピード・ピーク）の抑制<br>・ まん延等防止措置や緊急事態宣言時、町民生活及び経済活動への影響を勘案した強度の高い対策実施への切替            |

|                            |                                                                                                                                                                   |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑦ 〇ワクチン                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から多くの住民を対象としたワクチン接種実施を想定し、県や関係機関等との連携によるワクチン供給・接種体制の構築</li> <li>・ 感染症有事には接種体制とワクチンに関する最新情報の収集</li> </ul>               |
| ⑧ 医療                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から県、関係機関等との連携による医療提供体制の整備</li> </ul>                                                                                   |
| ⑨ 〇治療薬・治療法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症有事には適切な投薬実施の推進と新たな治療薬・治療法の普及に向けた県、関係機関等との連携</li> </ul>                                                                |
| ⑩ 〇検査                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症有事には感染拡大シナリオに応じた検査目的や対応の切替（発生初期の封じ込め→ハイリスク者への早期の療養支援）</li> </ul>                                                      |
| ⑪ 〇保健                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康危機対処計画等に基づき、平時から体制構築や業務整理を行い、感染症有事には必要な対応を適切に実施</li> </ul>                                                             |
| ⑫ 〇物資                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から計画的な備蓄を行い、感染症有事には関係機関へ物資が提供できる仕組みを構築</li> <li>・ 緊急事態宣言下等の状況では、必要に応じて県、関係機関等との連携による物資の確保・供給</li> </ul>                |
| ⑬ 町民生活及び<br>町民経済の安定の<br>確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から、感染症有事での町民生活や経済活動の安定に向けた事業継続準備等必要な対応を周知</li> <li>・ 緊急事態宣言下等の状況では、必要に応じて県、関係機関等との連携による生活関連物資等の安定供給や事業継続の要請</li> </ul> |